

- 遺跡管理における住民参加の意味を問う —国際協力の現場から—
Rethinking the Participation of Local Communities
in the Cultural Heritage Management 047
関 雄二/SEKI, Yuji
- 公共財としての遺産 —歴史的建造物の公共性について—
Heritage as Common Good The case of the architectural heritage 057
ウーゴ ミズコ/UGO, Mizuko
- 遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか
—ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の事例—
How Are Local People Involved in Heritage Management?
Case in the nomination process on the list of UNESCO World Heritage
at the ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia 060
石村 智/ISHIMURA, Tomo
- パブリック、遺産、文化財、考古学の関係について
Heritage, Cultural Properties, Archaeology, and the Public 062
松田 陽/MATSUDA, Akira
- 「パブリック」で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方
—世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から—
Relation between Historic Town Space and People in the thinking of ‘Public’
Comparison of Melaka and George Town World Heritage Sites 074
張 漢賢/CHONG, Hon Shyan
- 産業遺産の公共性：その価値は何かから生じるのか？
Publicity of Industrial Heritage: Generation of Social Value 081
岡田 昌彰/OKADA, Masaaki
- SEEDS OF FURUSATO ～人々の心にある遺産～
SEEDS OF FURUSATO
Cultural Heritage existing as the symbol of the regional people 083
土井 祥子/DOI, Sachiko

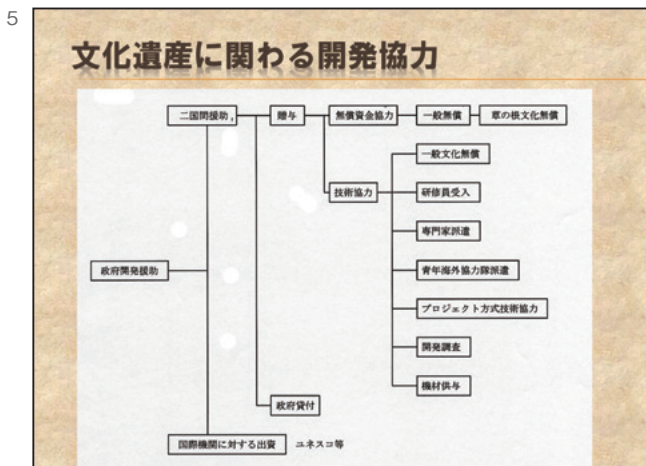
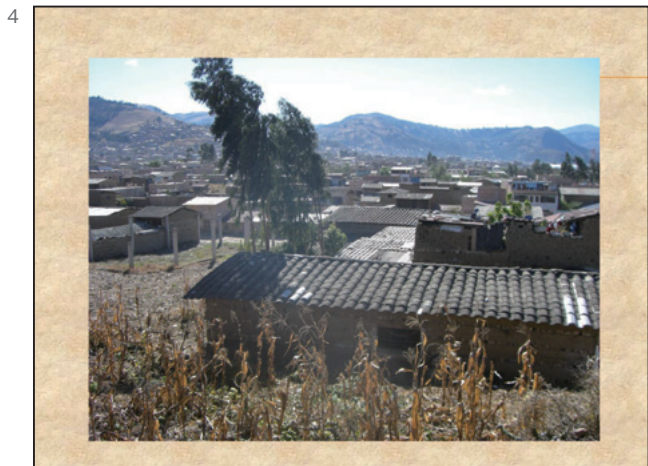
1

関 雄二
 (国立民族学博物館)
 2012/12/21

**遺跡管理における住民参加の
 意味を問う—国際協力の現場から—**

2

ワカロマ遺跡での苦い経験

6


1. コミュニティからの発言と行動

(1)消滅の危機とコミュニティからの反動
 米国CRM制度
 先住民の権利に関する国連宣言

7

エクアドルの概況

- ✕ 国土面積：256,370km²（本州と九州を合わせた広さ）
- ✕ 人口：1,303万人（2004年統計）
- ✕ 首都：キト
- ✕ 人種：白人・先住民混血（メステソ）77%、白人10%、先住民7%、黒人・先住民混血（ムラート）3%、黒人2%
- ✕ 言語：スペイン語
- ✕ 宗教：カトリック
- ✕ 略史：1822年 スペインより独立
 1830年 大コロンビアより分離独立
 1979年 民政移管



8

インガピルカ遺跡



海拔3160メートル
 インカ帝国の地方行政センター
 観光客年間6万人



9



10

先住民によるインガピルカ遺跡の占拠

- × 2001年3月11日にインガピルカ遺跡の占拠
- × 理由) インガピルカ城塞委員会がインガピルカ農民先住民組織前線と交わした約束の反故(1ドル/6ドルの支払い)

↓

- × やがて批判は城塞委員会の運営そのものに向けられる

11

先住民の要求

- × 運動方針の練り直し
憲法第84条第10項
「先住民は文化遺産と歴史遺産を維持し、発展させ、管理する権利を有する。」
- × 要求
 - 1) 遺跡博物館長に専門家を任命すること
 - 2) 収入の50%は観光振興に用いる
 - 3) 城塞委員会にもう1名先住民を参加させる

→これが拒否されたら、中央政府に訴える

12



13

法令改正

- × 先住民団体の介入
エクアドル先住民同盟による法律顧問の派遣、法案の作成
→2001年5月9日新法令の施行
インガピルカ遺跡のみならず、カニヤル郡全体の文化遺産を、歴史遺産の維持、管理、警備、保護、修復、復元、観光開発を先住民団体に委託

14



15



16

17

1. コミュニティからの発言と行動

- (1)消滅の危機とコミュニティからの反動
米国CRM制度
先住民の権利に関する国連宣言
- (2)ポストコロニアル転回と文化の所有
文化を語るのは研究者に限定されず
- (3)新自由主義の文化政策
自己責任、自律性、資金カット
→コミュニティの参加は自明

18

2. コミュニティの参加の拒絶

- (1)知識の保有をめぐる非対称性
遺跡調査と分析に特殊なスキルと知識
この保有者（上）と非保有者（下）
- (2)新自由主義と非対称性の強化
民活を含めた民間資本の導入（観光）
感化されたコミュニティの主張
→商業的利用への反発、本質主義的批判

19

エクアドルのカニヤリ

- × 反インカなのにインカ遺跡を守り、インカの祭典に酔いしれる。

↓

本質主義的批判

- × スペインによる植民地支配の中で、受けた抑圧の中で、対スペイン意識の台頭
- × エクアドルとペルーの国境紛争
→和平協定締結 対立の歴史観解消

20

ペルーのケース




21

インカ帝国の版図



22

スペイン人が遭遇したインカ帝国



23

マチュ・ピチュ 民活運営化批判



EXPOSICIÓN CENSURADA DE PIERO QUIJANO
ES REPUESTA EN LA CULPABLE

DIBUJOS EN PRENSA 1990-2007

¡AHORA SÍ!
reinauguración
en protesta y
solidaridad
29 DE JUNIO
8 pm



Instituto Nacional de Censura

... y de lunes a viernes de
4 a 8 pm
Suave #100, Barranco
www.laculpable.org

piero QUIJANO

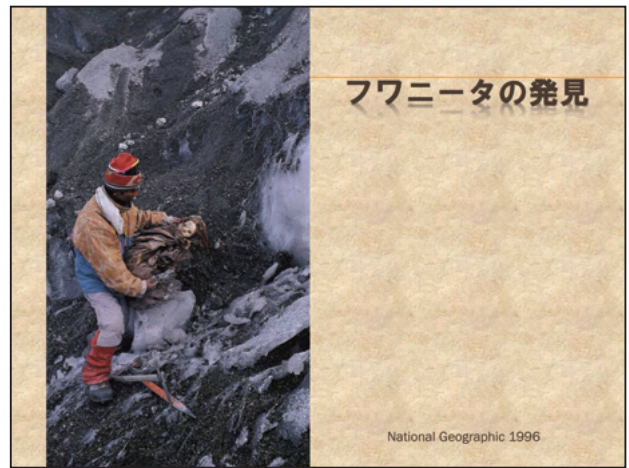
24

もう少し複雑な事例：ミイラの発見

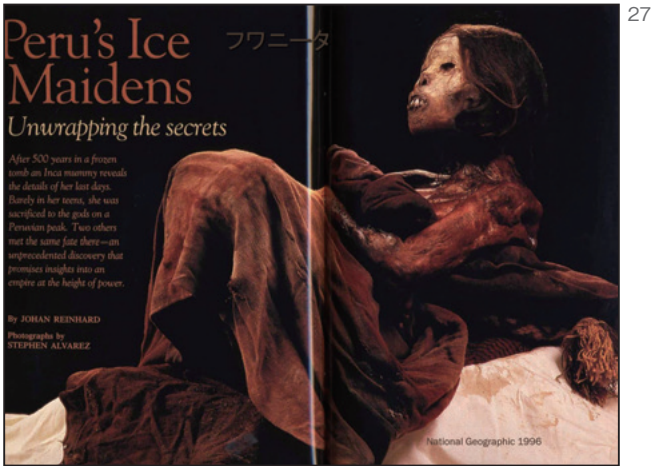




25



26



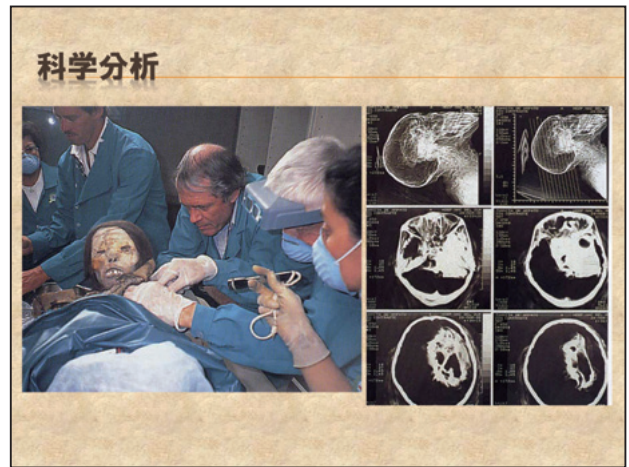
27



28



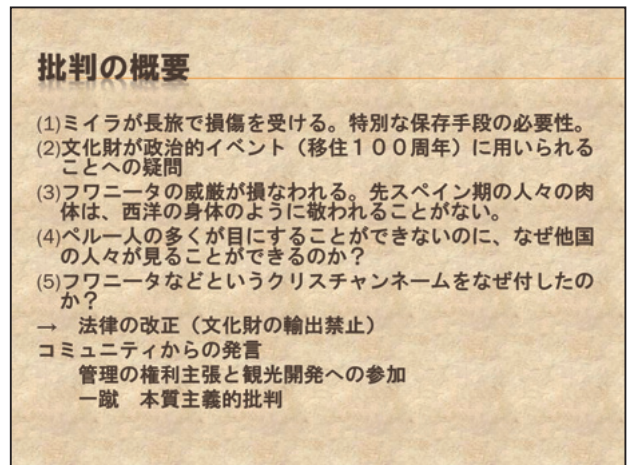
29



30



31



32



34

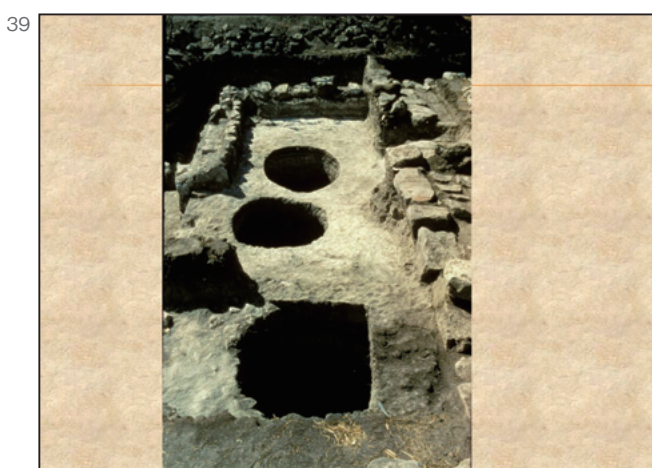
3. 社会開発と遺跡の保存

経済投資を含め地域開発計画に遺跡保存・活用を位置づける。
 → 貧困からの脱却
 経済面は重要、しかし成功するケースは有名な遺跡など一部に限られ、その場合のコミュニティ参加は極めて限定的

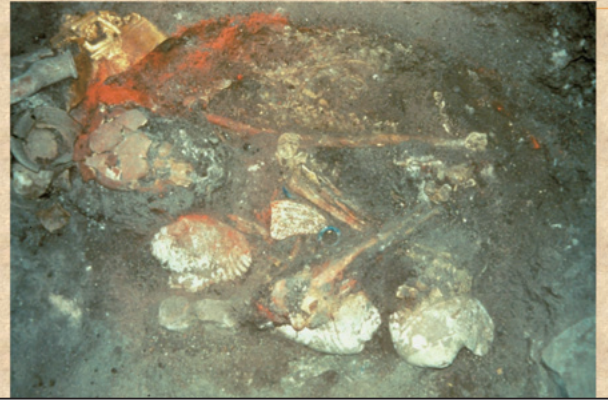
35

4. 社会的記憶と歴史との融合の可能性

(1) 遺跡観の多様性
 考古学的（客観的）歴史観を媒介に社会的記憶を接合させることで自律性を高める。
 (2) 遺跡観をめぐる齟齬と対立
 盗掘



14人面金冠の墓(1)



41

14人面金冠の墓(2)



42

5面ジャガーの墓(2)



43



44



45



46



47



48



博物館の屋根瓦の取り替え作業(2010)

57



58



59



60

遺跡までの通路の清掃(2011)

61



62

4. 社会的記憶と歴史との融合の可能性

63

- (1)遺跡観の多様性
考古学的(客観的)歴史観を媒介に
社会的記憶を接合させることで自律性を
高める。
- (2)遺跡観をめぐる齟齬と対立
盗掘

パコパンバ遺跡にUFO!

64



65

マチュ・ピチュ遺跡の靈感ツアー



66

調査地域

× ピウラ、ランバイエケ、ラ・リベルターの3県の海岸部



67



68

盗掘

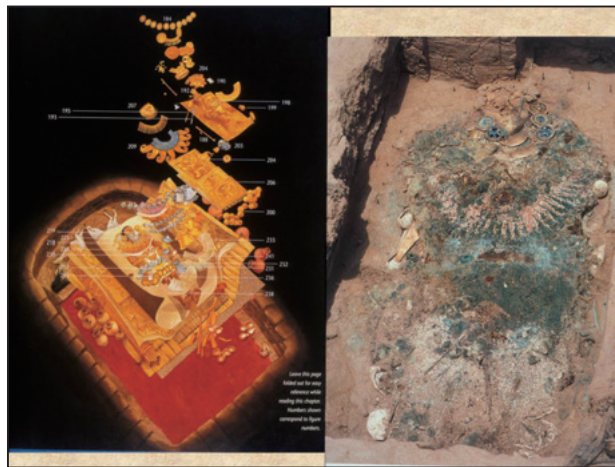


69

シバン遺跡



70



71

商業的盗掘の事例

× 事例1 (ピウラ県、チュルカーナス市近郊村、男性、盗掘歴あり、1991年) : ワッキーロ (huaquero=盗掘者) は昼間から掘りに行く。気心の知れた仲間2~3人に声をかける。スコップやツルハシをもっていき、掘った土を穴から出すために穀物運搬用の布袋や縄を用意する。ねらいをつけた場所を掘り始める。灰や骨など周りと違う土が目印であり、ときには5メートルから10メートルの深さまで掘り下げる。万が一墓にでも当たれば、出土する副葬品は山分けにする。これらの品々は、仲介人に売る。

× 仲買人の存在、ブラックマーケット、骨董市場

72

盗掘



非商業的盗掘の事例

- (1) 住民の生活や習慣の中に組み込まれている四旬節（復活祭前の齋戒期間）の最後の1週間を聖週間に盗掘
出土品を家に保管しているか、身につけていると災禍から免れると信じられている。
- (2) 出土品を用いた病気治療
- (3) 呪術との関係

73



74



75

住民の持つ遺跡観

- × 遺跡の建設者
「自分達の祖先ではない」、「別の人種だ」、「別の時代だ」
- 歴史的断絶
- 植民地時代以来のキリスト教の布教
異教のシンボルとしてのワカ（遺跡）
邪悪な存在が眠る場所

76

断絶の復元

- × 文化行政を杓子定規に当てはめることのむなしさ、
- × 歴史教育の限界
- × 歴史観の復元の困難さ
- × 新たな回路の創造（文化遺産観光/社会的記憶）

77

結論

1. 文化遺産だけに焦点を合わせた保存・保護・修復の限界性を認識すること
2. 分野横断型（文化遺産保存+村落開発）のプロジェクト立案と実行（観光・地域開発）
3. 遺跡周辺の住民との関係性の構築
調査や保存の協同作業（参加型開発）
→ 基礎的社会調査の必要性
考古学的歴史観と社会的記憶の接合

78



1

遺跡等マネジメント研究集会(第2回)
「パブリックな存在としての遺跡・遺産」
Archaeological Sites and
Cultural Heritage in Public

**公共財としての遺産ー
歴史的建造物の公共性について**

2012年12月21日
学習院女子大学
ウーゴ ミズコ
UGO Mizuko

2

パブリックについて

パブリック (公、公共) ↔ プライベート (私的、私有)

パブリック (公然、公開) ↔ シークレット (秘密、非公開)

3

遺産について

- 指定文化財に限らない
- 遺産の中でも、建築 → 歴史的建造物
パブリック → 公共性=アクセス
- 建築の公共性 → 歴史的建造物の一般公開=複数の関係コミュニティの交流の場、社会での役割

4

建築の公共性

—中世都市—
美観規制

—建築論—

「市民建築」(civil architecture)
(宗教建築、軍事建築)

「公共建築」(public architecture)

5



ジョルジョ・ヴァザーリ「フランチェスコ＝ディ・ジョルジョ・マルティーニ」『画家、彫刻家、建築家列伝』フィレンツェ1550年、1568年

フランチェスコ＝ディ・ジョルジョ・マルティーニ [シエナ 1439- フィギッレ (シエナ) 1501]、パラッツォ・ドゥカーレ、ウルビーノ1470年～



6



グアリーノ・グアリーニ『市民建築』、ベルナルド・ヴィットーネ編、トリノ1737年



グアリーノ・グアリーニ(モデナ 1624- ミラノ 1683)、パラッツォ・カリニャーノ(現リゾルジメント博物館)、トリノ1679～1785年

7

フランチェスコ ミリツィア(オリア 1725- ローマ 1789)
『市民建築原論』フィナーレ 1781年、～ ミラノ 1832年～

**「公共建築」
(public architecture)**

産業都市
サービス+設備 ← 都市計画
周辺の地域環境形成



8

歴史的建造物

設備 ← 都市計画
周辺の地域環境形成

社会との連携、社会への貢献

- 公共財 → 文化的多様性
- アクセス/交流 → 文化の自由
- 人間開発(human development)

公共財

Common good, Commons

複数のコミュニティによって生産または利用される共有の有形資源や無形資源

- ・市場の外(値段がつけられない)
- ・アクセスが制限されていない
- ・人間の生存に欠かせない
- ・その利用によって発展・成長できる

9

公共財の管理について

- 1968年 『共有地の悲劇』 G. ハーディン
➡ 私有化より、価値観や倫理観の転換
 事例: 牧草地
- 1998年 『非共有地の悲劇』 M. ヘッラー
➡ 私有化より、公有
 事例: 共産主義政権崩壊後のロシア

10

公共財としての歴史的建造物

「公共財」(Common good, Commons)

1980年代 ⇒ 『Governing the Commons』1990年
 【Elinor Ostrom, 2009年経済ノーベル賞】

- ・ 思想(宗教)、社会経済、法律の分野
- ・ 分野や文化圏によっては定義に相違も
- ・ 短期的な利益追求を基盤とする発展モデルに対抗 ⇒ 持続可能な資源の運営管理
- ・ 環境問題(地球温暖化、生物多様性や生態系の減少)と関連

公共財という概念によって、歴史的建造物に社会づくり・社会発展の重要な役割を担わせることができると考えられるようになってい

11

公共財としての歴史的建造物 (続)

- ・ 遺産が社会における特殊な存在として孤立
- ・ 歴史的建造物の維持管理の運営

民営化(privatization) ← 正しい行為なのか
 どこまで可能なのか

思想、法律、経済学、社会学

- ・ ある程度は公共の範囲を残さなければいけない
 ⇒ 結束の強いコミュニティ(住みやすい、犯罪の少ない社会)を結成するための媒体として

12

ヴェニス・チャーター、1964年 (イコモス採択 1965年)

CONSERVATION
 Article 5.

The conservation of monuments is always facilitated by making use of them for some socially useful purpose. Such use is therefore desirable but it must not change the lay-out or decoration of the building. It is within these limits only that modifications demanded by a change of function should be envisaged and may be permitted.

保存
 第5条

記念建造物の保存は、建造物を社会的に有用な目的のために利用すれば、常に容易になる。それゆえ、そうした社会的活用は望ましいことであるが、建物の配置や装飾を変更してはならない。機能の変更によって必要となる改造を検討し、認可する場合も、こうした制約の範囲を逸脱してはならない。

13

世界遺産条約、 ユネスコ 1972年

Article 5

To ensure that effective and active measures are taken for the protection, conservation and presentation of the cultural and natural heritage situated on its territory, each State Party to this Convention shall endeavor, in so far as possible, and as appropriate for each country:

to adopt a general policy which aims to give the cultural and natural heritage a function in the life of the community and to integrate the protection of that heritage into comprehensive planning programmes;

外務省「条約データ検索」
<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>

第五條
 締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとりて適当な場合には、次のことを行うよう努める。
 (a) 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え、並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。

14

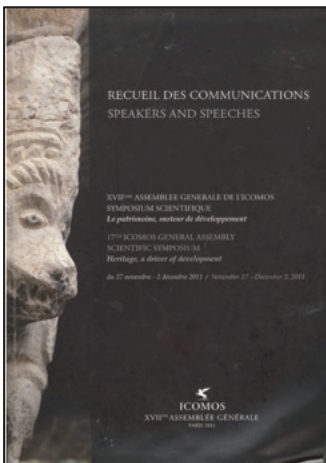
アクセス・交流

- ・ 歴史的、美術的、学術的、民俗的価値
- ・ 社会的価値

交流の場としての歴史的建造物 (= ソーシャル・キャピタル)

人間開発 (human development)

15



2005年10月27日
 欧州会議
 Convention on the Value of
 Cultural Heritage for Society

パリ 2011年
 イコモス総会
 発展の原動力としての遺産

16

17

人間開発 (human development)

- 開発/発展 = 水、食糧を与える = 経済的成長

↓

人間が自ら水、食糧を確保できるようになる、
その能力(素質)を持つようになる

Amartya Sen “Capabilities” 【1998年経済ノーベル賞】
Martha Nussbaum、『生活の質』


「Creating human capabilities」『The quality of life』 1993年

18

国際連合開発計画 (UNDP)
『人間開発報告書』2004年

—この多様な世界で文化の自由を—

生活の質の向上



HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2004
人間開発報告書 2004 概要
—この多様な世界で文化の自由を—
Cultural liberty in today's diverse world


19

ギオラ・ソラル(Giora Solar)「カルバー・シティ プロジェクト」『イコモス総会議事録』、第一部、パリ2011年、66頁。
生活の質の向上

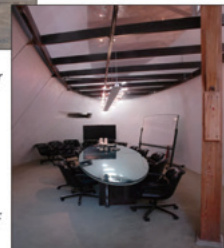


New public space in the old building, Culver City, photo: Dror Solar

20



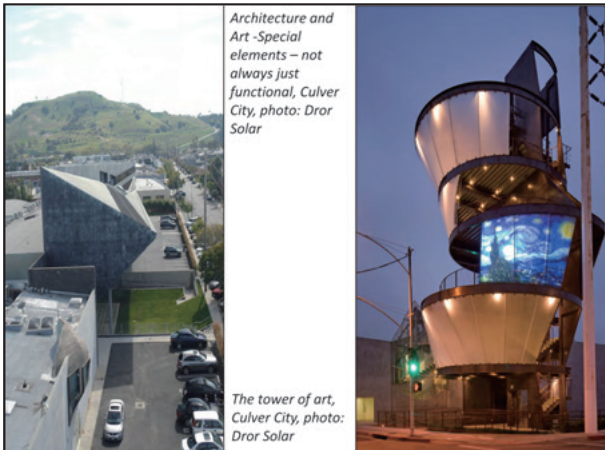
Old building, partial new facades, Culver City, photo: Dror Solar



A meeting room within the old structure, Culver City, photo: Dror Solar

21

Architecture and Art -Special elements - not always just functional, Culver City, photo: Dror Solar



The tower of art, Culver City, photo: Dror Solar

22

現在の議論

- 一般公開(アクセス/交流)
- 歴史的建造物(遺産)の管理運営をコミュニティが作り上げた機関・システム・施設に任せるのか【Elinor Ostrom、1990年】
- 文化の自由【UNDP、発展・開発】
- 生活の質【Amartya Sen、Martha Nussbaum、1993年】

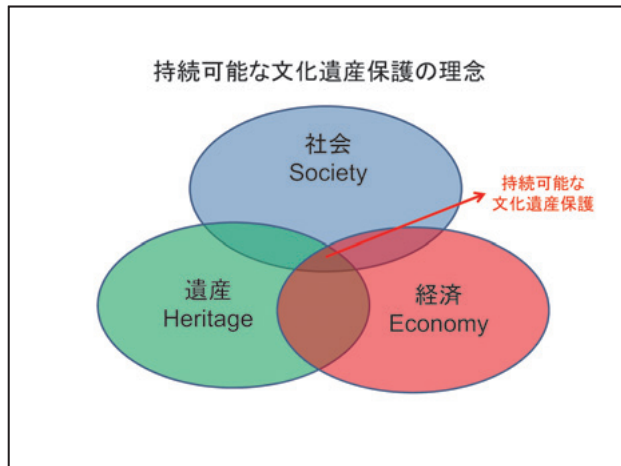


平成24年12月21日(金)～22日(土)
遺跡等マネジメント研究集会(於:奈良文化財研究所)

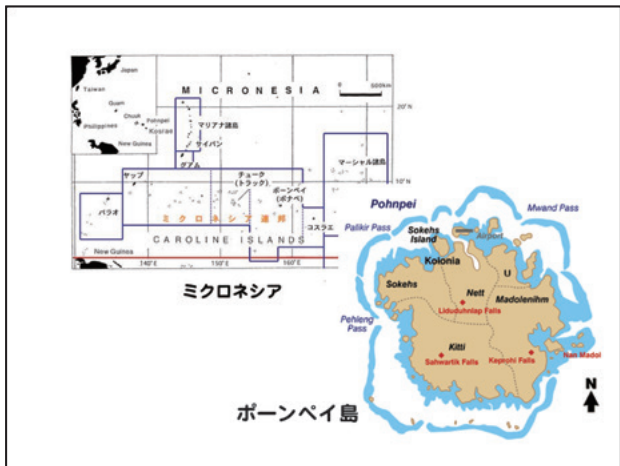
遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか
—ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の事例—
How are local people involved in heritage management?
Case in the nomination process on the list of UNESCO World Heritage at the ruins of Nan Madol, Federated States of Micronesia

石村 智(奈良文化財研究所)
Tomo Ishimura (Ph.D.)
Researcher, Nara National Research Institute for Cultural Properties
Visiting Researcher, Japan Center for International Cooperation in Conservation, National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo

1



2



3

遺跡の概要

- 「太平洋のベニス」と呼ばれ、100近くの人工島より構成される遺跡群
- 各人工島は柱状玄武岩の巨石により構築
- AD 500～1500頃にかけてポンペイ島を支配したシャウテレル王朝により建設

4

ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産登録に向けた動きと、我が国による国際協力

- 2010年8月 ユネスコ大洋州事務所(アピヤ)より文化遺産国際協力コンソーシアム(事務局:東京文化財研究所)に打診。ミクロネシア連邦(FSM)ポーンペイ島に所在するナン・マドール遺跡の世界遺産登録の可能性を探るためのミッション派遣を依頼。
- 2011年2月 文化遺産国際協力コンソーシアムによる平成22年度協力相手国調査を実施。
- 2011年11月 国際交流基金「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の保護に資する人材育成ワークショップ」開催(共催:文化遺産国際協力コンソーシアム・ユネスコ日本信託基金)。
- 2012年2月 ミクロネシア連邦、ナン・マドール遺跡をユネスコ世界遺産暫定リストに記載する書類をユネスコ世界遺産センターに提出。
- 2012年9月 国際交流基金「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡のドキュメンテーション作成にかかる能力強化ワークショップ」開催

5



6

ナン・マドール遺跡の保存に関するふたつの問題点

- 遺跡の毀損(物理的な課題)**
 - 経年変化による石材の崩落・浮動沈下
 - 環境(高波・植物・マングローブ)による影響
 - 観光用トレイル設置による遺跡部材の破壊・転用
- 不十分な保護体制(社会的な課題)**
 - 複数のステークホルダー(利害関係者)間の利害の対立
 - 不明朗な入場料徴収
 - 保存管理計画が不十分

7

遺跡の毀損

- 経年変化による石材の崩落・浮動沈下
- 環境(高波・植物・マングローブ)による影響
- 観光用トレイル設置による遺跡部材の破壊・転用

石材の崩落
植物の繁茂
観光用トレイルによる水路の閉塞

8

9

不十分な保護体制

ステークホルダー(利害関係者)の関係が複雑

ミクロネシア連邦政府・
ポンペイ州政府
遺跡は国有地であると主張(法律を根拠)
歴史保存局・観光局が遺跡の管理を担当

伝統的首長(ナンマルキ)・
マレニウム地区の地域住民
遺跡の伝統的な権利を主張(憲法を根拠)
遺跡の入場料徴収(ボートによるアクセス)

プライベート・ランドオーナー
M氏
遺跡の土地(一部)を私有地と主張(土地登記簿を根拠)
遺跡の入場料徴収(陸路によるアクセス)

10

複雑な歴史的背景

- 16世紀頃、ナン・マドールを築いたシャウテレウル王朝がイショケケルにより打倒される。ナンマルキ時代の始まり。
- 19世紀前半～1899 スペインによる植民地支配
- 1899～1914 ドイツによる植民地支配
土地制度改革をおこない、ナンマルキの影響力を弱体化させる
海・山林は国有地として植民地政府が管理
ナン・マドールの大部分は国有地となるが、陸上にある部分の一部はM氏の先祖の私有地とされ、土地登記簿が作成される
- 1920～1945 日本による国連委任統治時代
- 1947～1986 アメリカ合衆国による国連信託統治時代
- 1986 独立 ミクロネシア連邦発足
憲法では、伝統的首長制にもとづく権利を尊重することが明記
土地制度についてはドイツ植民地時代の制度を継承
→憲法と法律による土地制度が矛盾

11

不明朗な入場料徴収

- 陸路でアクセスすると、M氏に入場料を支払う
- ボートでアクセスすると、ナンマルキに入場料を支払う
- 政府当局は入場料を徴収しない
- これらの徴収された入場料は、遺跡の保全には全く使用されていない

現在の観光用トレイルの経路

12

ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産化をめぐるステークホルダー間の対立

- ナンマルキおよびランドオーナーは、遺跡が世界遺産に登録されることで、遺跡に関する自分たちの権利を政府にとりあげられるのではないかと不信感を抱いている。
- ナンマルキは遺跡が観光化されることで聖地が汚されるのではないかと不安に感じている。
- しかし「遺跡を守りたい」という気持ちは三者とも共通している。

ナンマルキからのヒアリング

歴史保存局でのヒアリング

13

ワークショップを通じた合意形成

実施内容

- 日本人専門家およびユネスコによる遺跡保護と世界遺産登録に向けた助言
- 現地(遺跡)での保存状況の評価とディスカッション
- 利害関係者間でのディスカッションと合意形成
→最終的に合意形成に至り、ステークホルダーが協力して遺跡を守っていくことが確認された。

日本人専門家によるプレゼンテーション

サカウ(伝統的麻酔飲料)のセレモニー 現地における遺跡保存状況の評価

14

世界遺産化による利益と課題

- 世界遺産になること自体による利益
 - 遺跡の保護体制が整備される
 - 国際社会による支援を受けやすくなる
- 観光客の増加による利益
 - 入場料収入による経済活性化
 - 観光開発にともなうインフラの整備
(遺跡の所在するマレニウム地域は経済的に恵まれずインフラも未整備)
- 解決すべき課題
 - 適切な保存管理計画(マネジメント・プラン)およびそれを実施する体制の確立
→すべてのステークホルダーがこれらに関与
 - 適切なツーリズム・マスタープランの確立
→マス・ツーリズムによるネガティブ・インパクトを防止する
→持続可能なツーリズムを目指す

15

例:持続可能なツーリズムに向けた提言

- 改善案 **ボート→トレイルという導線を設定する。**
- メリット1: 入場料徴収を1本化できる。
- メリット2: 両方のステークホルダー(ナンマルキ・M氏)に利益が配分される。
- メリット3: マングローブに覆われた下ナン・マドールを観光することができる。
- メリット4: ローカル・ガイド添乗を義務化することで、遺跡の理解を助けることができる。
- メリット5: 地域住民がローカル・ガイドになることで雇用・収入源が発生する。
- メリット6: インフォメーションセンター(遺跡博物館)が遺跡管理の拠点となる。

入口(チケットブース)インフォメーションセンター(遺跡博物館)

新しい観光導線案

16

さいごに

- ナン・マドール遺跡のユネスコ世界遺産化は、それ自体が目的ではない。むしろ、遺跡保護のための手段でありプロセスである。
- 持続可能な文化遺産保護のしくみを構築することが重要であり、このときに地域住民・社会の協力・参加が不可欠である。

パブリック、遺跡、遺産、文化財、考古学の関係について

松田 陽
 イーストアングリア大学
 セインズベリー日本藝術研究所
 ロンドン大学UCL考古学研究所
 世界考古学会議
 a.matsuda@uea.ac.uk

パブリックな存在としての遺跡・遺産

Publicという語の二重の意味

1. 「公共、お上」
 例: public bodies, public buildings, public office
2. 「個々人の意思の総意、市民」
 例: public opinions, public movement

Heritageという語の訳しづらさ
 cultural vs natural

- 「文化財と自然は一体不可分である」
- 「自然遺産を含む文化財」
- 「自然的文化財といっても人為の影響を排除して考えることはできない」

「自然的文化財のマネジメント」研究集会における亀山章先生のご論考

文化遺産 = 文化財

cultural heritage = cultural properties

愛着、誇り
アイデンティティ

専門的知見に基づく判断
法的・行政的に決定



文化遺産 = 文化財

cultural heritage = cultural properties

愛着、誇り
アイデンティティ

専門的知見に基づく判断
法的・行政的に決定

←

専門知識=公的権威

文化遺産 ≠ 文化財

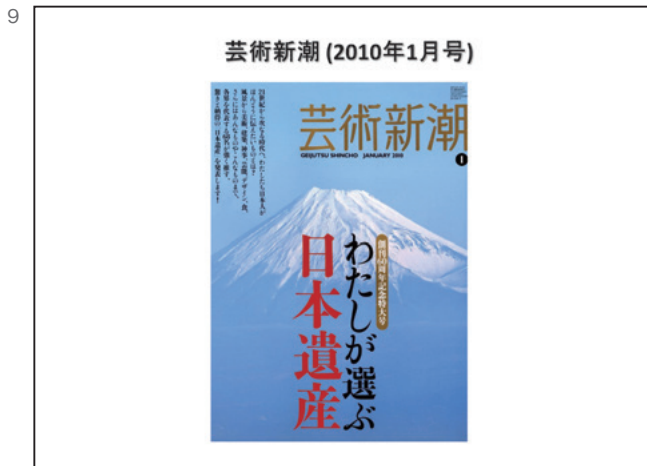
cultural heritage ≠ cultural properties

愛着、誇り
アイデンティティ

専門的知見に基づく判断
法的・行政的に決定

←

専門知識=公的権威

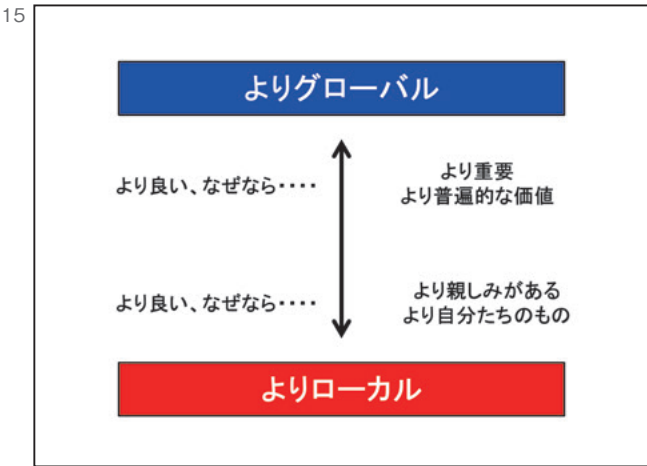
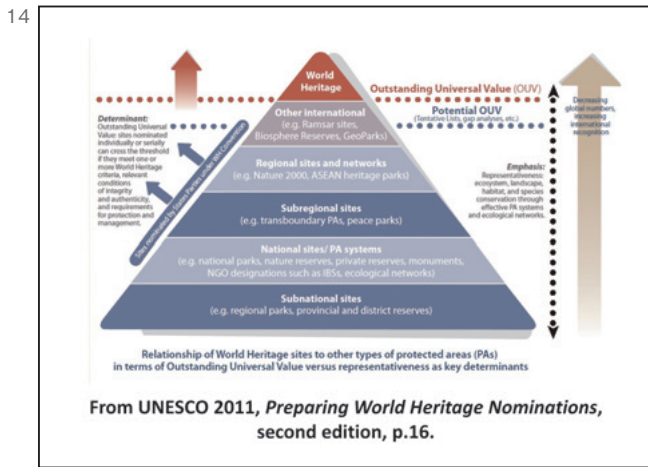
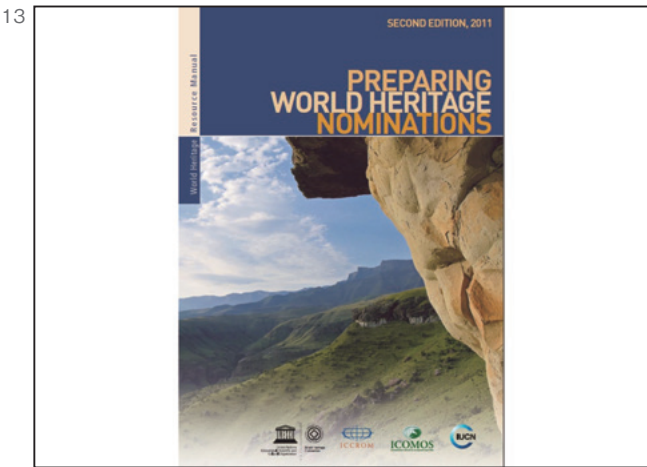


12

考古学・歴史学と文化遺産との差異

考古学・歴史学は過去をできるだけ客観的に理解しようとする

文化遺産は過去を称揚・記念する



16

パブリック・アーケオロジー

- 考古学を現代社会との関係において考察し、その考察に基づいた実践によって、両者の関係を改善していこうとする試み
- 考古資料という「モノ」と、「パブリック」すなわち「一般市民＝人」を、考察対象とする